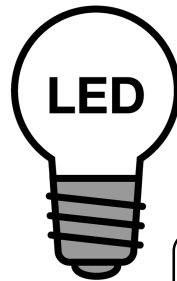
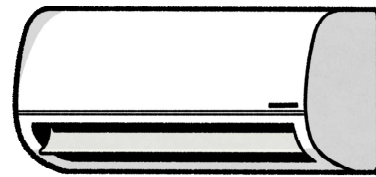


地区集会所整備費 省エネ補助金



「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」活用

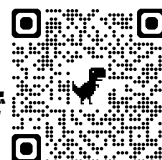
地区集会所のLED化・空調機器の新設および更新に補助金がつかえます！

申請期間

令和8年7月13日
令和8年11月30日

※先着順

予算に達した時点で受付を終了します。



省エネ型製品情報サイト
省エネ性能を確認できます

令和9年2月までに工事が完了できる事業が対象です

補助対象 地区集会所内に設置する、省エネ設備の購入および更新・新設工事
※ 例年実施している地区集会所整備費補助金の交付を受けてから、5年を経過していない集会所についても対象となります。

補助上限 最大200万円（補助対象経費の1/2）

対象機器 市内業者で購入するLED照明・空調機器において、以下の基準のいずれかを満たすもの

- ・最新の目標年度の省エネ基準達成率が100%以上のもの（図1）
- ・グリーン購入法の基準を満たしているもの（図2）
- ・上記二つと同等以上の省エネ性能を有するもの

図1



図2 カタログ等に以下のマークの記載があること



申請方法 以下の書類をご準備いただきまちづくり課の窓口までお越しください。

- ①申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④地区集会所の利用計画及び自主活動の状況
- ⑤敷地所有者及び使用権を証する書類
- ⑥工事費等見積書（規格・数量・単価等を明示したもの）
- ⑦対象機器の省エネ性能が基準を満たしていることがわかる資料の写し（カタログのコピー等）
- ⑧設計書（平面図・立面図等）
- ⑨現況写真

様式は
笠岡市HPもしくは
まちづくり課窓口

※ 注意事項等がありますので必ず事前にご相談ください

お問い合わせ：笠岡市役所まちづくり課
☎0865-69-2123
所在地：〒714-0087 笠岡市六番町2-5

詳しくはこちらから
笠岡市公式HP

